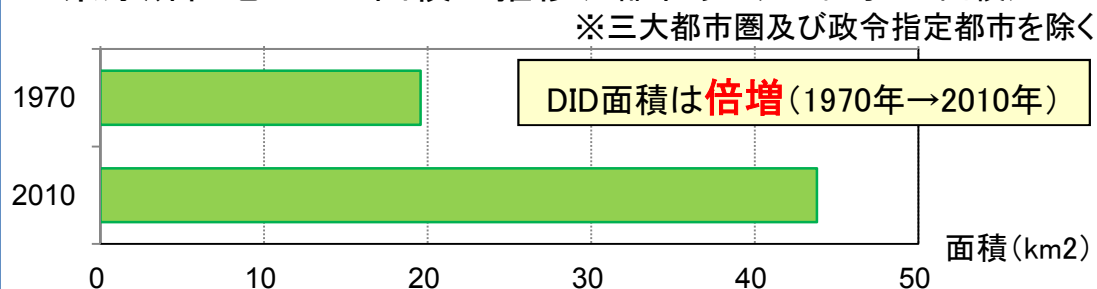


まちづくりに関する施策と各種支援制度について ～コンパクトシティの推進～

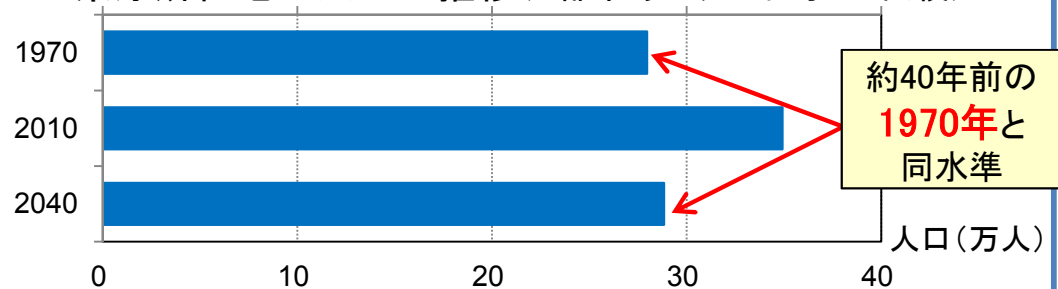
国土交通省 都市局 都市計画課

地方都市の現状

■ 県庁所在地のDID面積の推移(1都市あたりの平均DID面積)
※三大都市圏及び政令指定都市を除く

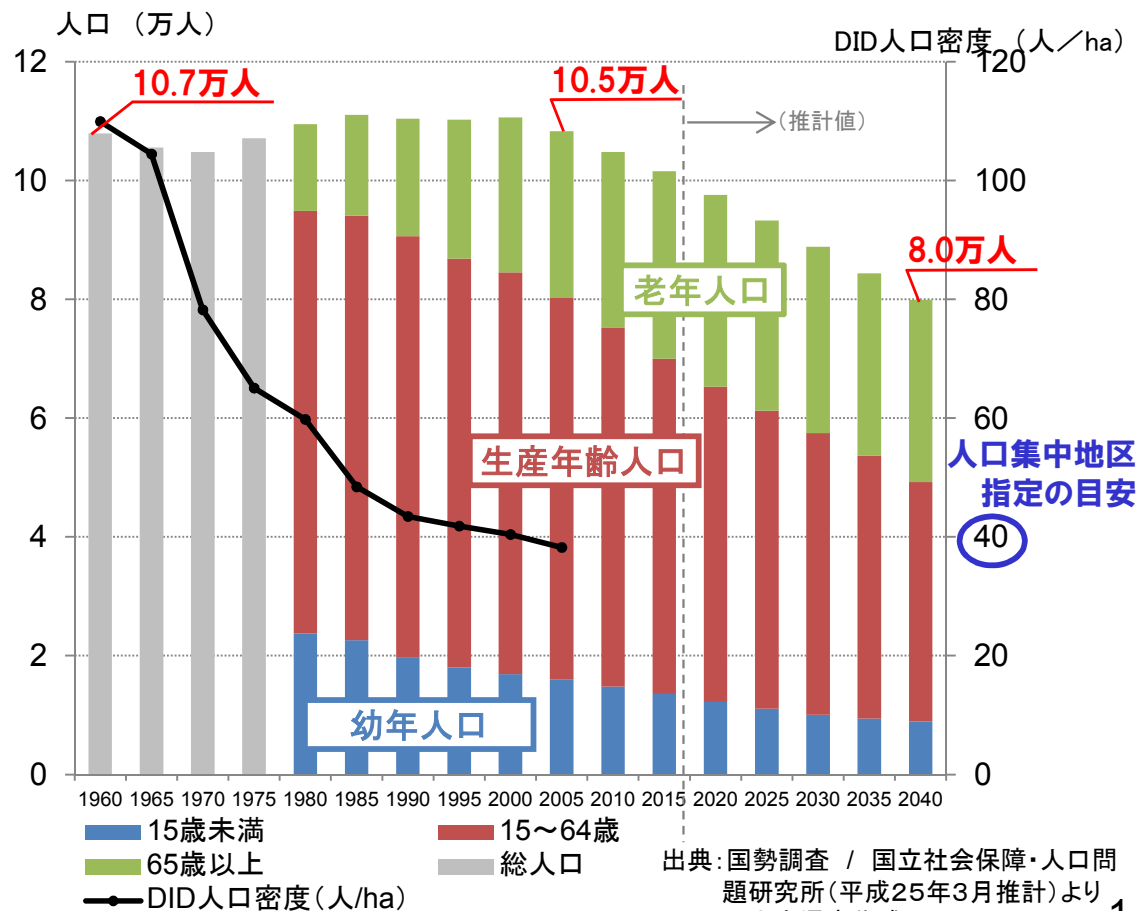
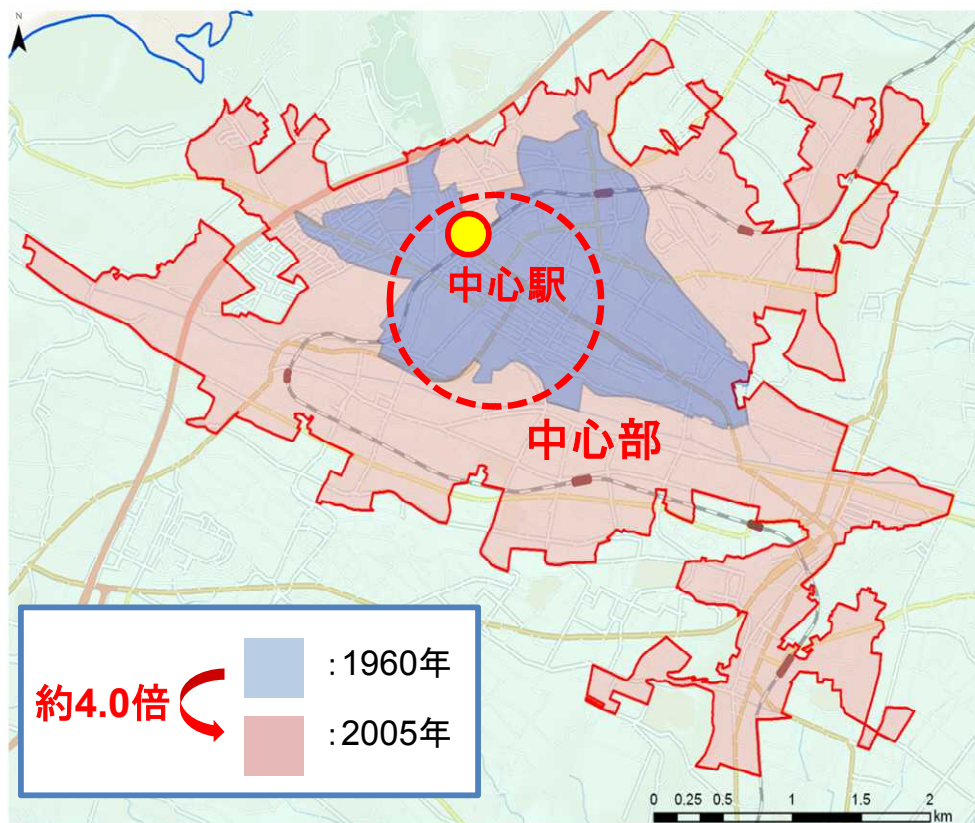


■ 県庁所在地の人口の推移(1都市あたりの平均DID面積)



出典: 国勢調査 / 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)より国土交通省作成

■ DID地区の拡大と人口動態の関係 : 飯田市の事例



周辺人口と施設立地の関係

- 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。

周辺人口規模



<医療>

地区診療所

診療所

地区病院

中央病院

<福祉>

高齢者向け住宅 デイサービスセンター

訪問系サービス

地域包括支援センター

老健・特養

有料老人ホーム

<買い物>

コンビニエンスストア 食品スーパー

商店街・百貨店等

※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じる。

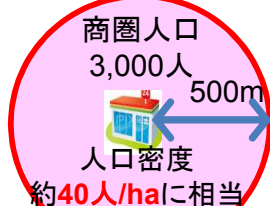
コンパクトシティ化による密度の経済性

コンパクトシティ化で「密度の経済性」が働くことにより、生活サービス機能の維持やサービス産業の生産性向上など、地域経済の活性化につながる事が期待される。

＜生活サービス機能の維持＞

○医療、商業等の生活サービス施設や公共交通の維持には一定の人口集積が不可欠。
⇒ コンパクトシティ化により、生活サービス施設の立地と経営を支え、住民の生活利便性を維持

(例)都市型コンビニの商圈イメージ



＜サービス産業の生産性の向上＞ (例:訪問介護)

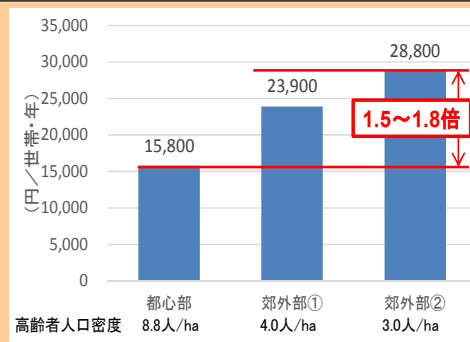
○コンパクトシティ化により、まちなかへの人口集積と介護事業所の立地を誘導
⇒ 時間あたりのサービス提供件数の増加や移動コストの減少により生産性が向上

■ 訪問介護の生産性の向上イメージ



■ 高齢者人口密度とホームヘルパーの年間移動費用 (円/派遣世帯あたり(年間))

□富山市では、市の社会福祉協議会が運営する訪問介護施設について、平成15年5月から7月の実績をもとにヘルパー派遣にかかる年間移動費用を推計。
□派遣先の人口密度が高いほど移動費用が軽減する傾向にあり、都心部の施設と郊外部の施設との差は1.5~1.8倍。



出典:富山市資料を基に国土交通省作成

＜サービス産業の生産性の向上＞ (例:小売商業)

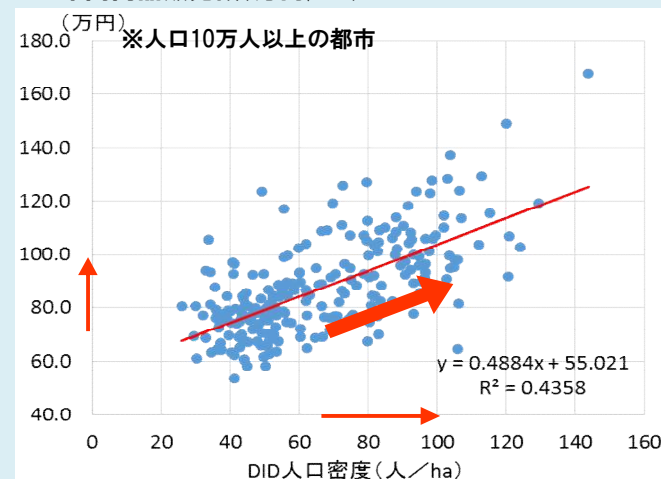
○市街地の集約化に伴い、まちなかへの人口集積に加え、徒歩や公共交通利用により日常生活を営む市民も増大
⇒ より多くの人により長い時間まちなかに滞在し、市民の消費活動が拡大
⇒ 床面積あたりの販売効率が向上

■ 富山市中心市街地を訪問する市民の状況(休日)

	自動車	市内電車 環状線
中心市街地での平均滞在時間(分/日)	113分	128分
来街時に2店舗以上立ち寄る人の割合	30%	47%
中心市街地での平均消費金額(円/日・人)	9,207円	12,102円

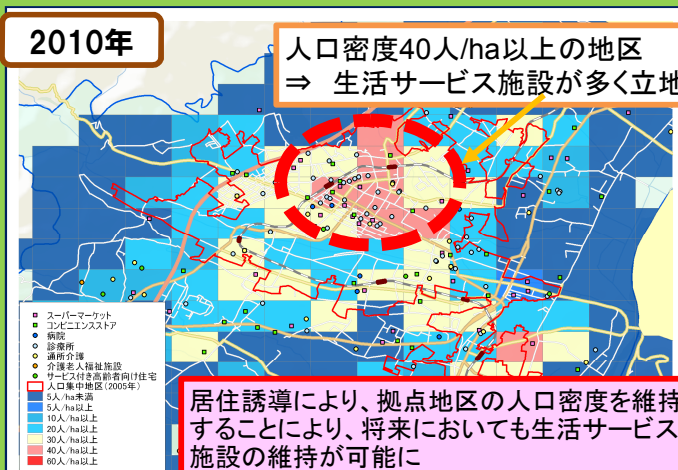
出典:富山市資料を基に国土交通省作成

■ 市街化区域等における小売売場面積あたりの年間商品販売額(万円/m²)



2010年

人口密度40人/ha以上の地区
⇒ 生活サービス施設が多く立地



仮にコンパクトシティ化に取り組まず、全市均等に人口が減少すると...

2040年

人口密度40人/ha以上の地区が消失

施設の立地を支える商圈人口等が大きく減少し、全市的に生活サービス施設の存続が困難に



なぜコンパクトシティか？

持続可能な都市経営（財政、経済）のため

- ・公共投資、行政サービスの効率化
- ・公共施設の維持管理の合理化
- ・住宅、宅地の資産価値の維持
- ・ビジネス環境の維持・向上、知恵の創出
- ・健康増進による社会保障費の抑制

高齢者の生活環境・子育て環境のため

- ・子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
- ・高齢者・女性の社会参画
- ・高齢者の健康増進
- ・仕事と生活のバランス改善
- ・コミュニティ力の維持

地球環境、自然環境のため

- ・CO2排出削減
- ・エネルギーの効率的な利用
- ・緑地、農地の保全

防災のため

- ・災害危険性の低い地域の重点利用
- ・集住による迅速、効率的な避難

○都市構造のあり方を見直し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークを形成

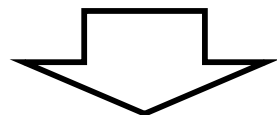
➡ 限られた資源を集中的・効率的に利用し、持続可能な都市・社会を実現

コンパクトシティの現状

○ マスタープランに「コンパクト化」を位置付けている都市（政令市・市・区・町・村）（H26年4月現在）

	政令市		市・区		町		村		合計	
	都市数	割合	都市数	割合	都市数	割合	都市数	割合	都市数	割合
位置付け有り	18	95%	479	61%	140	36%	3	13%	640	53%
今後位置付ける予定	1	5%	76	10%	43	11%	1	4%	121	10%
位置付け無し、今後の予定も未定	0	0%	207	27%	192	50%	19	83%	418	35%
その他	0	0%	17	2%	9	2%	0	0%	26	2%
	19		779		384		23		1205	

- マスタープランにコンパクトシティを位置付けている都市は増加
- 多くの都市では、コンパクトシティという目標のみが示されるにとどまっているのが一般的
- 具体的な施策として何をどう取り組むのかについてまで策定している都市は少ないのが現状



- より具体的な施策とするため「立地適正化計画」を制度化
- 従来の都市計画法を中心とした土地利用の計画に加えて、**居住機能や都市機能の誘導**によりコンパクトシティに向けた取り組みを進めようとするもの

政策の方向性:コンパクト+ネットワーク

現状:地域の大切な公共交通の維持・確保が厳しい状況

市街地の拡散・人口減少

公共交通の
利用者の減少

公共交通サービス
水準の低下

公共交通事業
者の経営悪化

負のスパイラル

いずれのバス路線も
低頻度の運行回数

マイカーが主要な移動手段

拡散した市街地

中心駅

拠点エリア

公共交通空白地域

これからの姿:利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまち

公共交通沿線に居住を誘導

コンパクトシティ+ネットワーク

持続安定的な
公共交通事業の確立

都市の持続可能性
が確保

拠点間を結ぶ
交通サービスを充実

拠点エリアへの
医療、福祉等の
都市機能の誘導

拠点エリアにおける循環型の
公共交通ネットワークの形成

公共交通沿線へ
の居住の誘導

コミュニティバス等による
フィーダー(支線)輸送

歩行空間や自転車
利用環境の整備

乗換拠点の
整備

デマンド型
乗合タクシー等
の導入

立地適正化計画

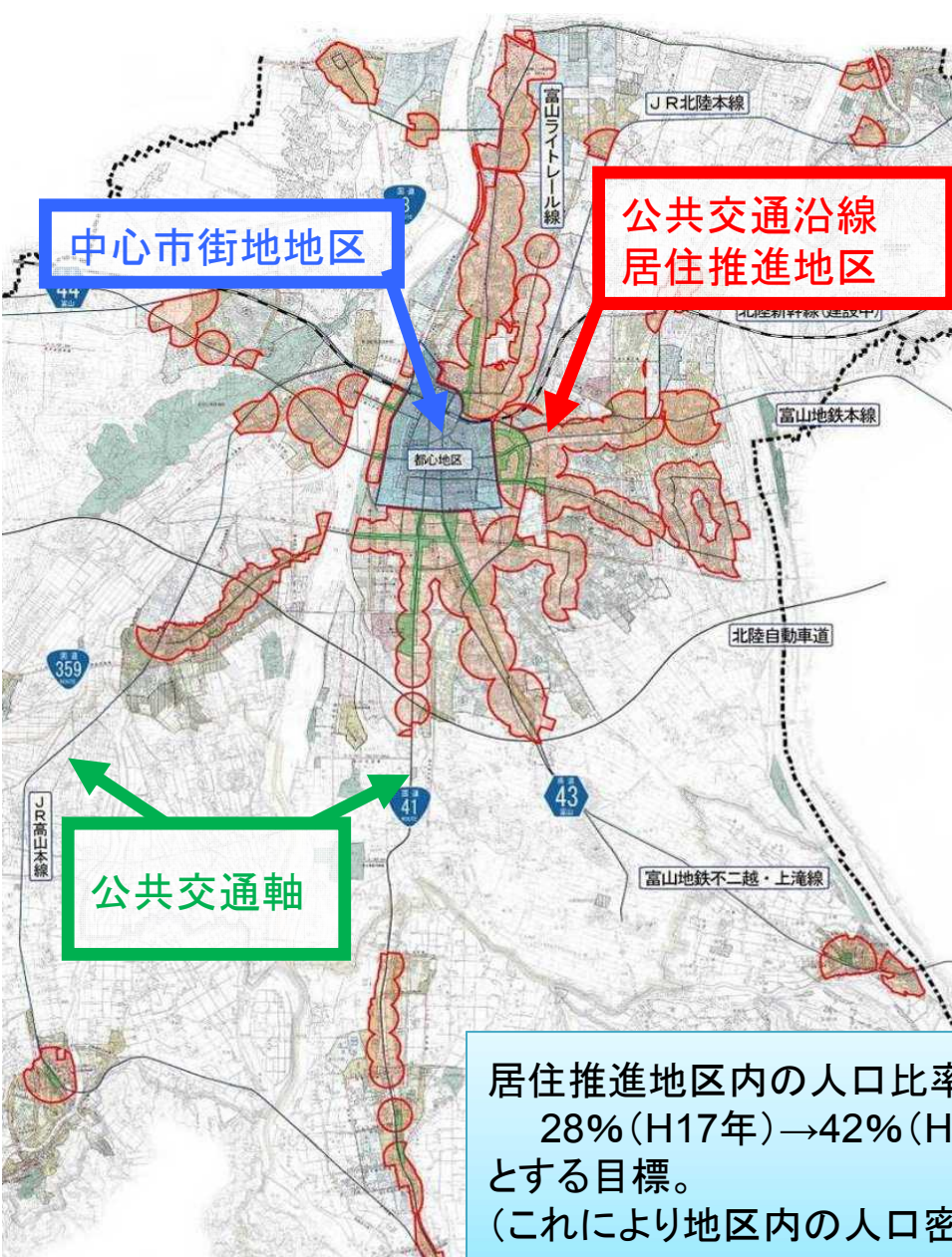
地域公共交通再編実施計画

連携

好循環を実現

先行自治体における取組 ～富山市～

○富山市においては都市マスタープランにおいて「コンパクトなまちづくり」を位置付け、これに基づき、中心市街地活性化や公共交通の活性化の取組を実施



理念:

マスタープラン

公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり

- ・居住を推進する地区の設定、当該地域に住む人口の目標
- ・諸機能の集約を図る都心・地域生活拠点の設定
- ・公共交通軸の設定、公共交通の整備・維持方針

等

■LRTの整備と、乗継ぎ環境の向上

- ・富山ライトレール線の駅にフィーダーバスを接続

■おでかけ定期券事業

- ・市内各地から中心市街地への公共交通の利用料金を100円とする割引(市内在住65歳以上)

■公共交通沿線への居住の推進

- ・まちなかへの市営住宅の整備
- ・まちなか居住への支援

※共同:70万円/戸、戸建:30万円/戸 等

→公共交通沿線居住推進地区では平成24年より転入超過に転換

■小学校跡地を活用し、介護予防施設を整備

助成を受け建設された共同住宅



借上市営住宅



居住推進地区内の人口比率を
28%(H17年)→42%(H37年)
とする目標。
(これにより地区内の人口密度を維持)

角川介護予防センター



コンパクト・プラス・ネットワークの形成

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

地域公共交通網形成計画

【改正地域公共交通活性化再生法】（平成26年11月20日施行）

- 地方公共団体が中心となり作成
- まちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

デマンド型乗合タクシー等の導入

立地適正化計画

地域公共交通再編実施計画

連携

好循環を実現

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するための地域公共交通活性化再生法等の一部改正法が平成27年5月に成立

都市計画と民間施設の立地誘導との関係

人口減少・高齢社会におけるコンパクトなまちづくり

これまでの
○行政主導によるインフラ整備
○規制による開発圧力のコントロール

から、

○既存ストック
○民間活力

を活かした都市機能の立地誘導

へ

■既存ストックを活かした民間施設の立地に焦点

都市インフラの整備は一通り進み、今後、都市の生活サービスの提供の維持強化を図るためには、住宅、医療・福祉、商業等の民間施設をどのように立地させるかが焦点。

(従来の手法)

○都市計画により、行政自ら道路・
下水道等のインフラ整備



○既存ストックを活かした、医療・福祉・商業等
の生活サービス施設の立地の適正化

■民間活力を活かした都市機能の立地誘導

民間施設の立地には、従来の受動的で強力な開発コントロールだけでは効果的ではない。都市の将来の全体像を示し、緩やかな開発コントロールと民間施設等に対する規制緩和と経済的インセンティブによる働きかけが必要。

(従来の手法)

○都市計画法に基づく土地
利用規制により、旺盛な開
発圧力をコントロール



○将来の都市の全体像を明示し、開発を緩やかにコントロール

- ・立地適正化計画に、誘導したい施設と誘導区域を設定
- ・誘導区域外における開発行為を届出・勧告により緩やかに抑制

○民間施設の立地に対する規制緩和・経済的インセンティブ

- ・区域内に誘導すべき用途に対する規制緩和（特定用途誘導区域）
- ・誘導施設の整備に対する財政上・金融上の支援
- ・公的不動産を有効活用する場合の支援
- ・誘導施設の移転に係る税制上の支援 等

都市再構築戦略事業(都市再生整備計画事業の拡充)

- ① 地方都市の既成市街地において、既存ストックの有効利用を図りつつ、将来にわたって持続可能な都市とするため **必要な都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等)**の整備・維持を支援し、地域の中心拠点の形成を図る
- ② 中心拠点と公共交通によって結ばれた駅・停留所の周辺部において、地域の生活に **必要な都市機能(医療・商業等)**の整備・維持を支援し、生活拠点の形成を図る

中心部・周辺部全体として持続可能な都市構造へ再構築

地域の生活を支え、公共交通の利用促進につながる生活に必要な都市機能を整備

近接する公共交通と一体的な施設整備

○公共交通利用者の安全・快適性向上に資する事業の場合：民間事業者負担を1/3から1/5に軽減

●中心拠点区域の要件
DID区域内、公共交通圏等(3大都市圏の政令市及び特別区を除く)
※生活拠点区域では一部要件を緩和

交付率の嵩上げ (40%→50%)

区画整理・再開発事業の要件緩和等

生活拠点区域(上記②)

駅

中心拠点区域(上記①)

低・未利用地を活用し、土地を有効利用することにより、生活に必要な都市機能を確保

庁舎跡地→街区一体で整備

○低・未利用地の有効活用を図る事業の場合：民間事業者負担を1/3から1/5に軽減

既存ストックの有効活用を図るため、コンバージョンにより、生活に必要な都市機能を整備

大規模空き店舗→スーパー、図書館等

○既存ストックの有効活用を図る事業の場合：民間事業者負担を1/3から1/5に軽減

生活に必要な都市機能の早期確保、空きビル等の早期解消のため、賃借による都市機能の整備

賃借による子育て支援施設の整備

中心拠点の核の形成に向けて、生活に必要な都市機能を複合整備

生鮮食料品店、福祉施設等の立地

○複数の都市機能を有する事業の場合：民間事業者負担を1/3から1/5に軽減

生活に必要な都市機能の支援内容

○下記の整備に要する費用

その他施設	EV・階段等
医療施設	
商業施設	

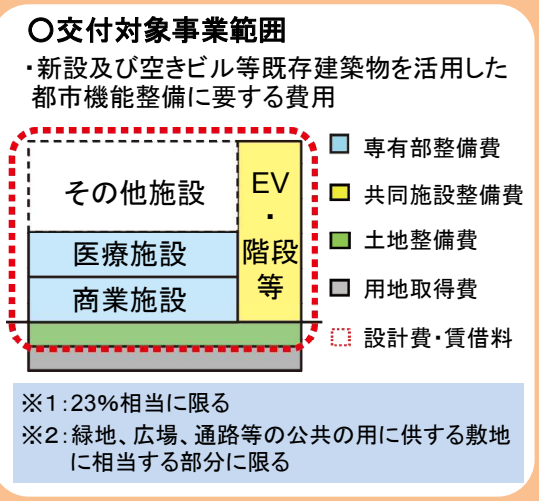
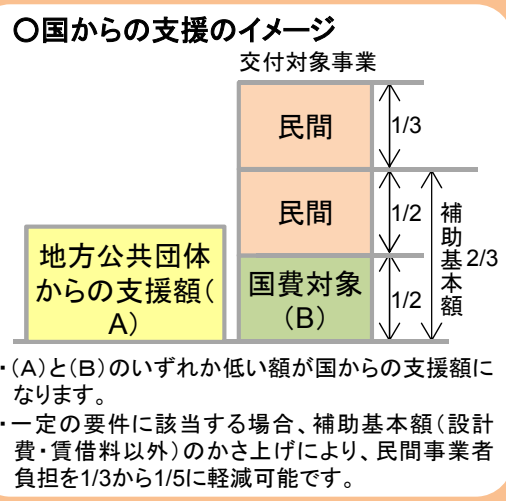
○賃借に要する費用

- 専有部整備費 ※
- 共同施設整備費
- 土地整備費
- 用地取得費 ※
- 設計費

※民間の場合は一部

都市機能立地支援事業

- 生活に必要な都市機能(医療・社会福祉・教育文化・商業)を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を実施する民間事業者に対し、国から直接支援(補助率1/2)
- 地方公共団体からの支援額については、民間事業者に対する公有地等賃料の減免額や固定資産税等の減免額等を計上することが可能
- 「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減
- 地域特性に応じた支援タイプの整理(人口密度維持タイプ、高齢社会対応タイプの創設)

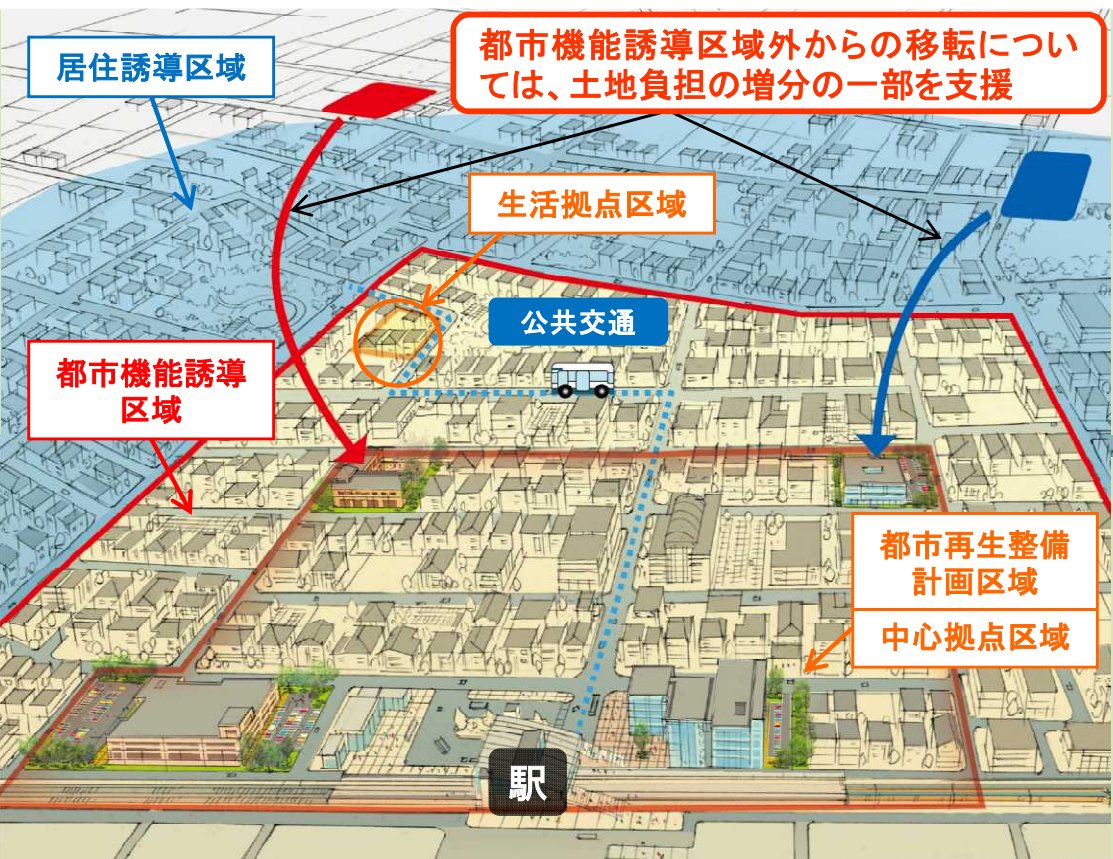


①低・未利用地を活用し、土地を有効利用することにより、生活に必要な都市機能を整備

まちなかに低・未利用地が存在 → 低・未利用地を活用し、教育施設を整備

③既存ストックの有効活用を図るため、コンバージョンにより、生活に必要な都市機能を整備

核テナントが撤退し、空きフロアが存在 → 既存ストックを活用し、子育て支援施設や社会福祉施設等を整備



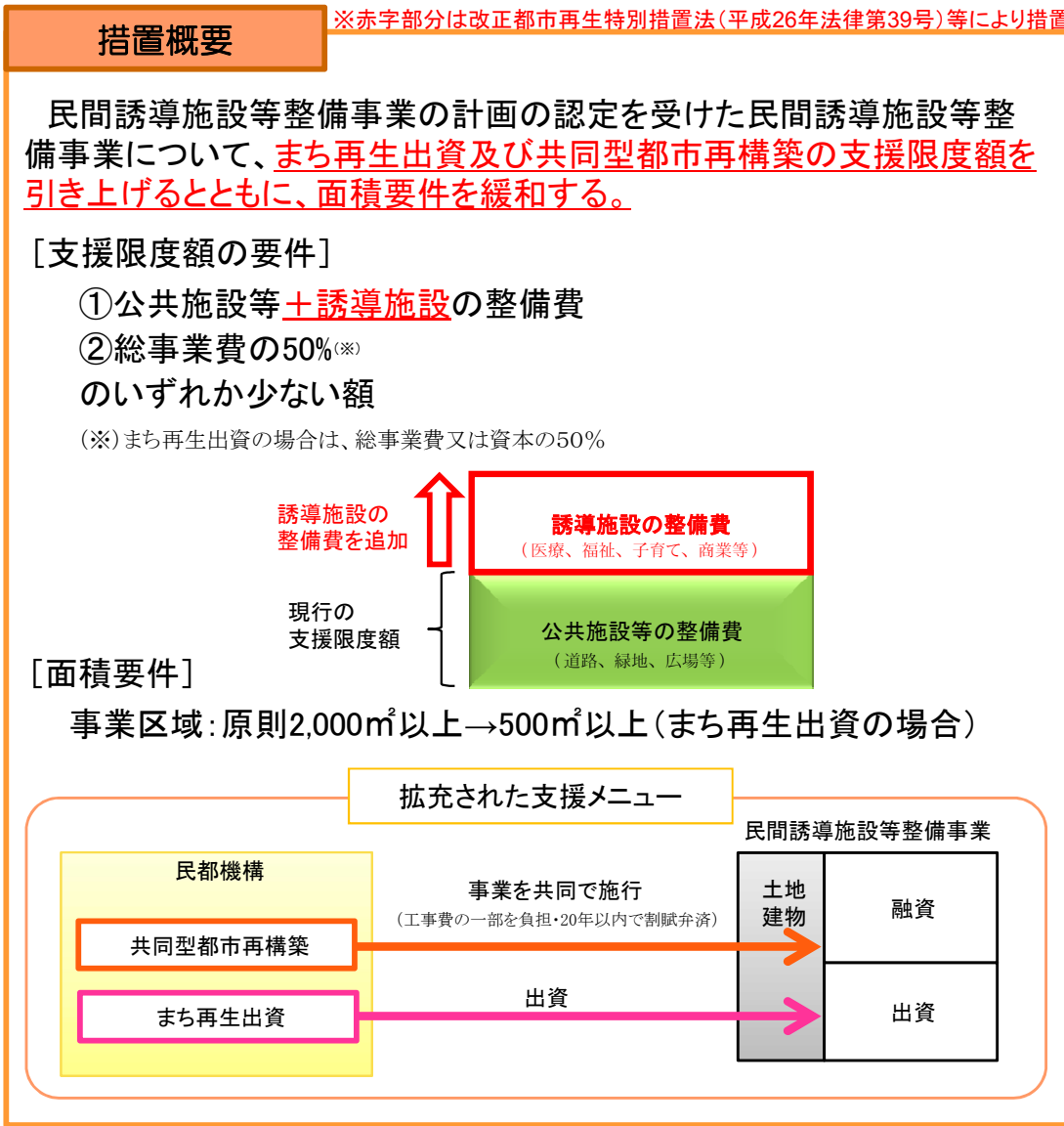
②複数の敷地の集約・整序を行い、土地を有効利用し、生活に必要な都市機能を整備

細分化された敷地に建築物が立地 → 敷地を集約し、医療施設を整備

④中心拠点の核の形成に向けて、生活に必要な都市機能を複合整備

民間事業者がスーパー、公共が図書館を整備し、官民連携して都市機能を確保

○ 一定の人口密度を保ち、医療・福祉等の都市機能が十分に発揮されるよう、医療、福祉、子育て、商業等の生活に必要なサービス機能のまちの拠点への誘導に資する民間事業について、まち再生出資及び共同型都市再構築による金融支援を拡充する。



(注) 民間事業者による国土交通大臣認定の申請に際しては、市町村が事業計画の内容を確認した上で(意見がある場合は意見を付して)、地方整備局経由で申請することになります。

12

国土形成計画(平成27年8月14日閣議決定)

意義

○国土に関わる幅広い分野の政策について、長期を見通して、統一性を持った方向付けを行い、目指すべき国づくりを推進するエンジンとなる。

特色

「国土のグランドデザイン2050」を踏まえ、

本格的な人口減少社会に初めて正面から取り組む国土計画

地域の個性を重視し、地方創生を実現する国土計画

イノベーションを起こし、経済成長を支える国土計画

○計画期間:2015年～2025年(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後に渡る「日本の命運を決する10年」)

国土の基本構想

「対流促進型国土」の形成

重層的かつ強靱な
「コンパクト+ネットワーク」

東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

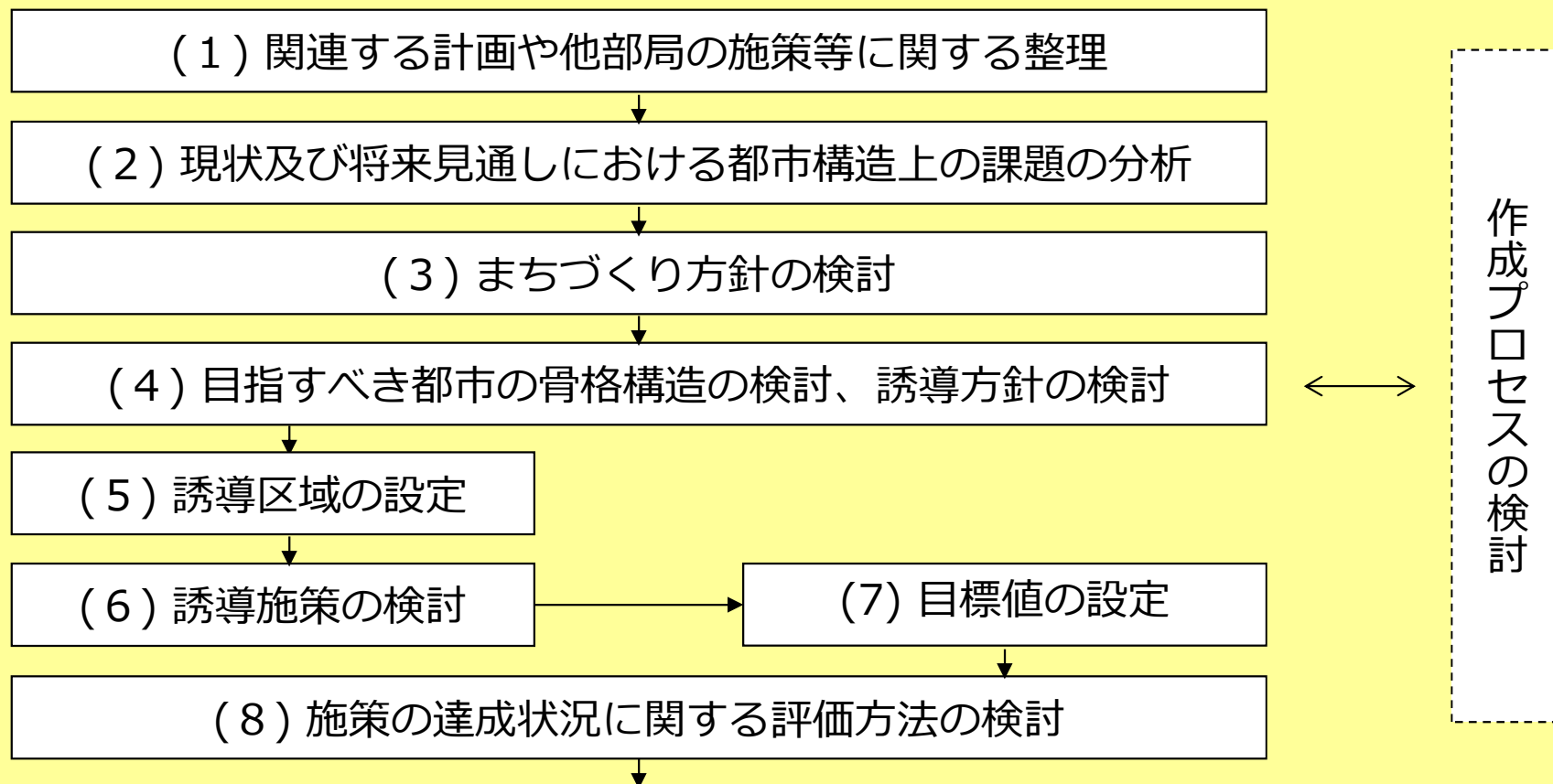
都市と農山漁村の相互貢献による共生



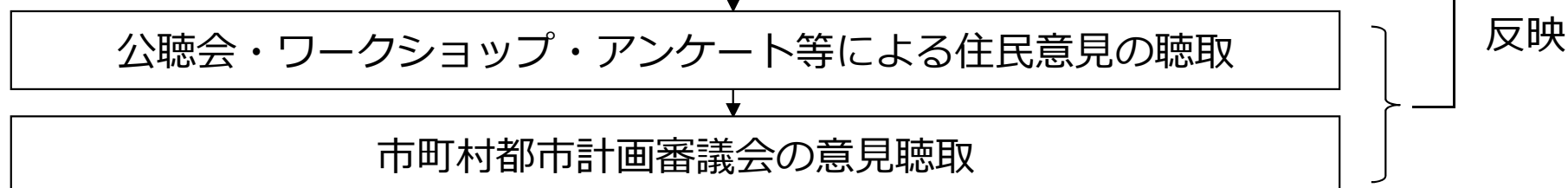
- ・「コンパクト」にまとめ、「ネットワーク」でつながる
- ・交通、情報通信、エネルギーの充実したネットワークを形成
- ・医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約
- ・人口減少社会における適応策・緩和策を同時に推進

立地適正化計画の策定

立地適正化計画検討の流れ



立地適正化計画案の作成



立地適正化計画の策定：都市交通・・・公共交通の動向

○ 公共交通の動向

- ✓ 公共交通機関の事業者からの情報提供等により公共交通利用者数や路線ごとのサービス水準から、公共交通不便・空白地域や公共交通の人口カバー率等を把握する

路線バス利用者数の推移（久留米市の例）

- 路線バスの運行回数は、ほぼ横ばいにもかかわらず、利用者数が減少している。

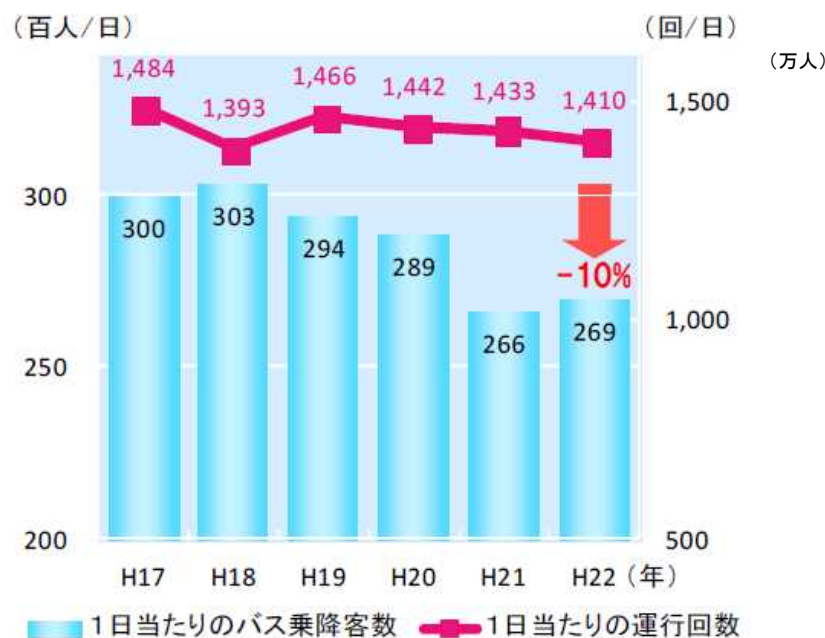


図 路線バス乗降客数と運行回数

出典：久留米市(H25.2)「都市交通マスタープラン」

路線バスの中心市街地までの所要時間（久留米市の例）

- 渋滞等によりバスの所要時間も増大するなど、サービス水準が低下し車からの転換が図られにくい。

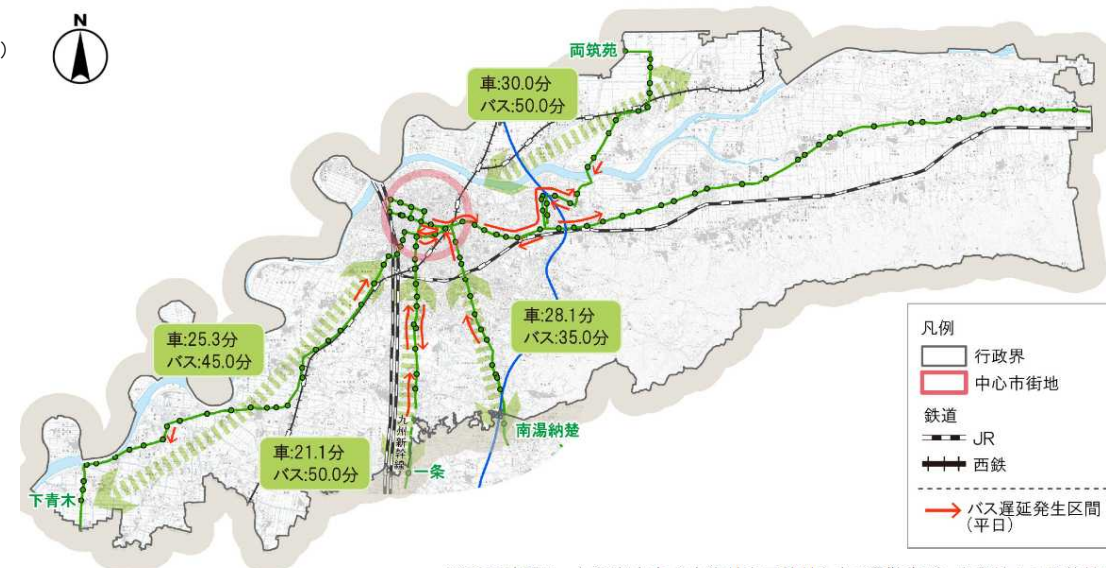


図 路線バスによる中心市街地までの所要時間と遅延発生区間(平日)

出典：久留米市(H25.2)「都市交通マスタープラン」

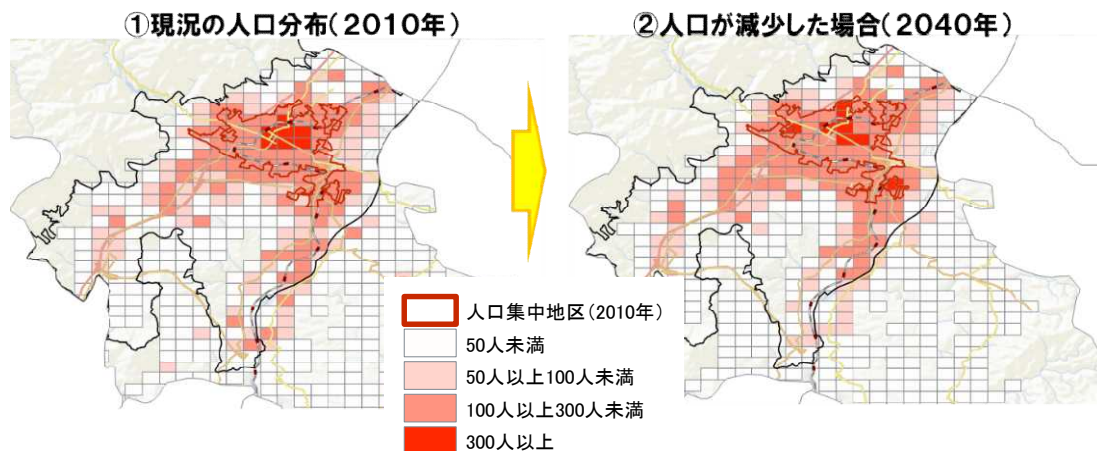
【分析により導かれる問題・課題の例】

- ✓ 公共交通利用者数は、減少傾向にあり、これを背景にサービス水準も低下している状況。今後、さらなる人口減少による利用者数の減少も見込まれており、公共交通事業者が不採算路線からの撤退することによる公共交通空白地域の拡大が懸念。
- ✓ また、公共交通事業者への補助金支出は年々増加傾向にあり、今後、厳しい財政状況が予想される中、補助金の減額等が予想され、サービス水準の低下や路線廃止などが懸念。

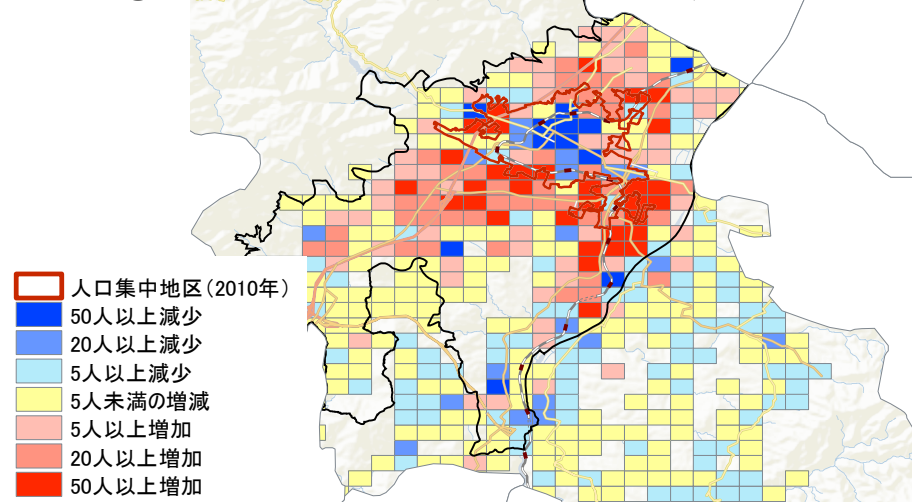
立地適正化計画の策定:高齢者の分布動向(自然増減のみ考慮)

将来時点における人口密度低下の見通しに関する分析

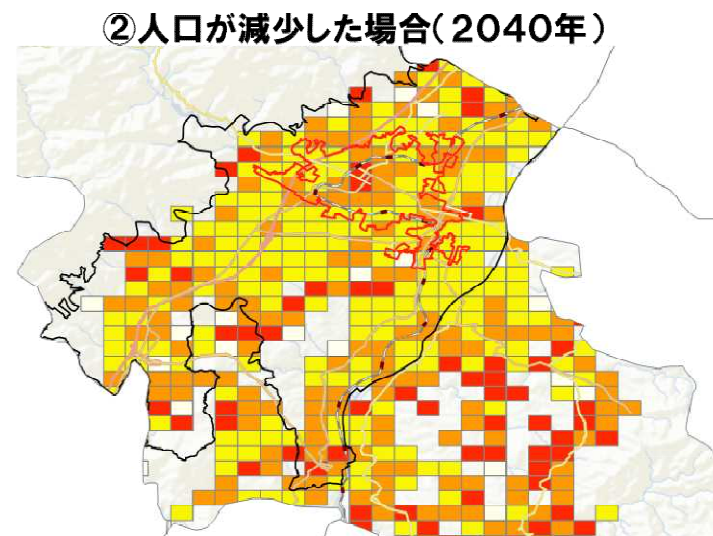
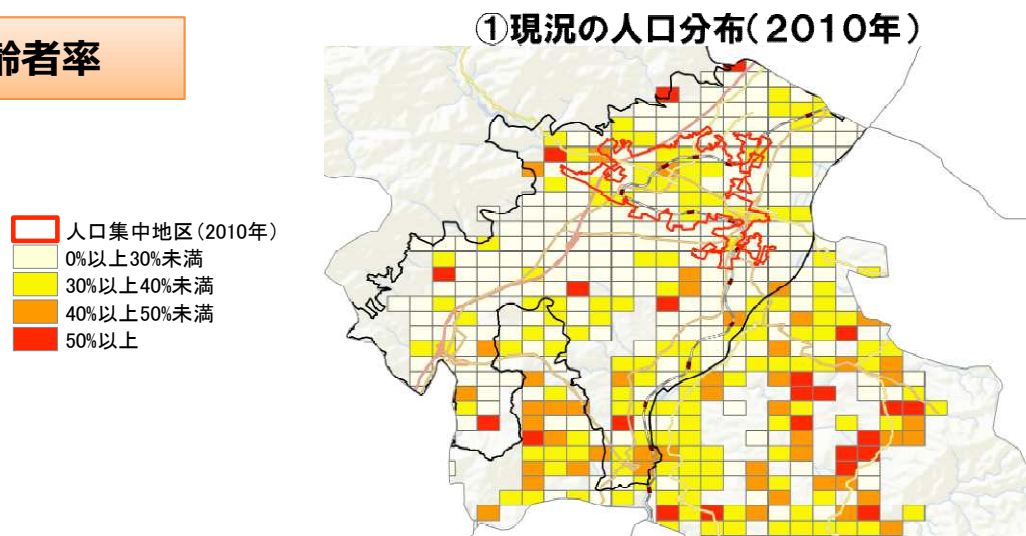
高齢者数



③メッシュ高齢者人口増減の推計(2010~40年)



高齢者率



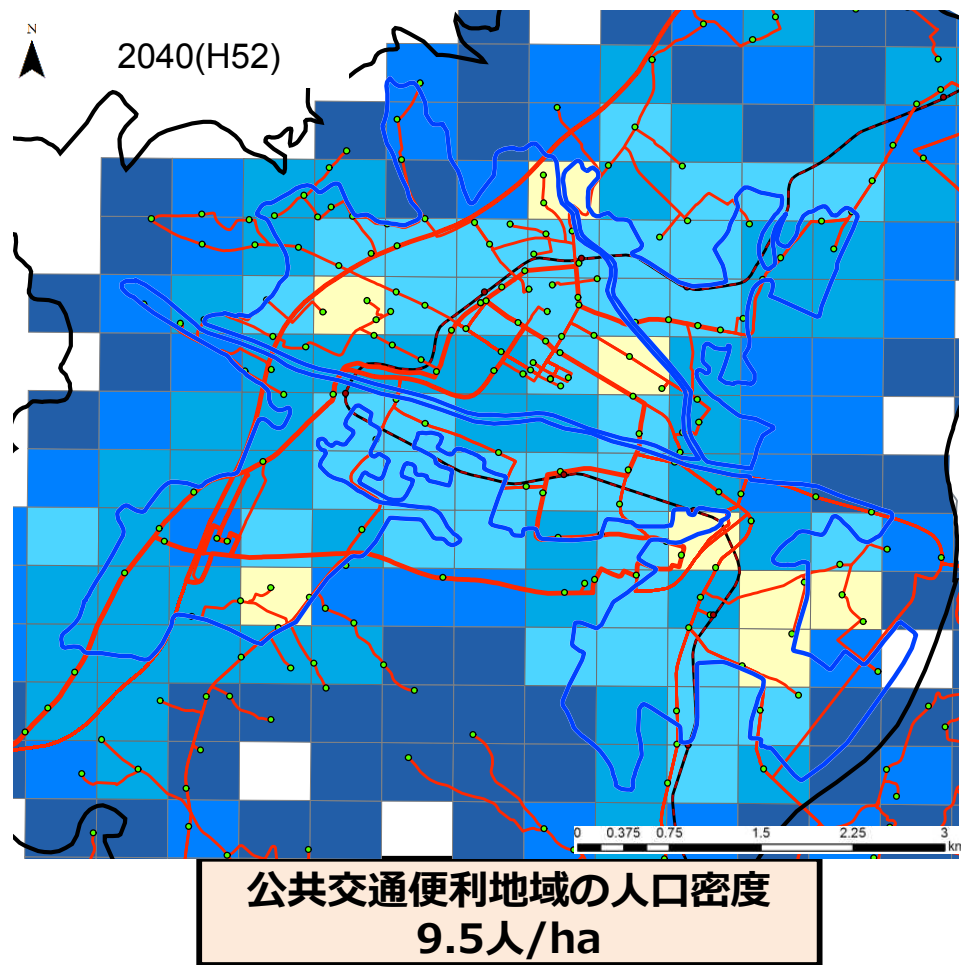
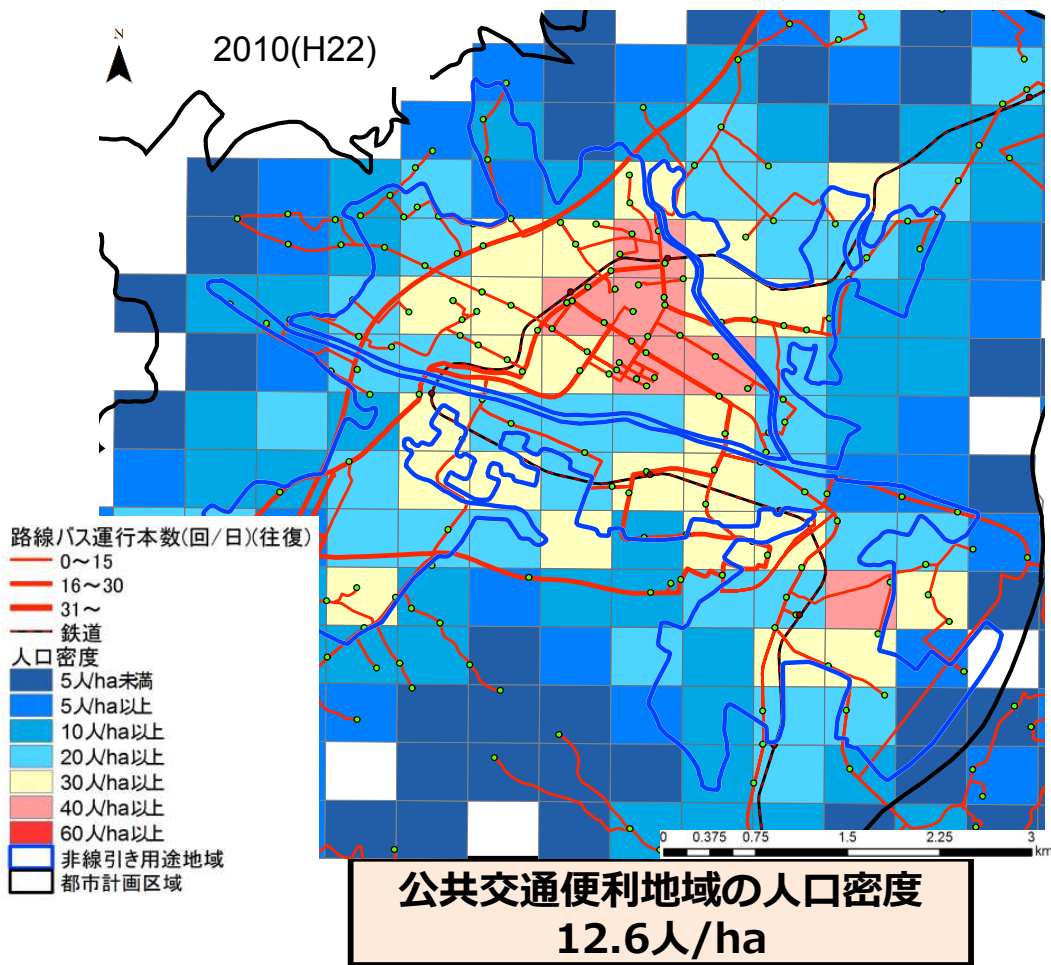
【分析により導かれる問題・課題の例】

- ✓市街地縁辺部など古くに市街化した地区を中心に高齢者数が増加。
- ✓都市全体において高齢化率が高まっており、特に中心市街地や郊外部において顕著。

立地適正化計画の策定：公共交通路線と地区別人口減少率

公共交通路線網沿いの今後の人口密度の変化に関する分析

✓ 中心部を拡大したマップ。



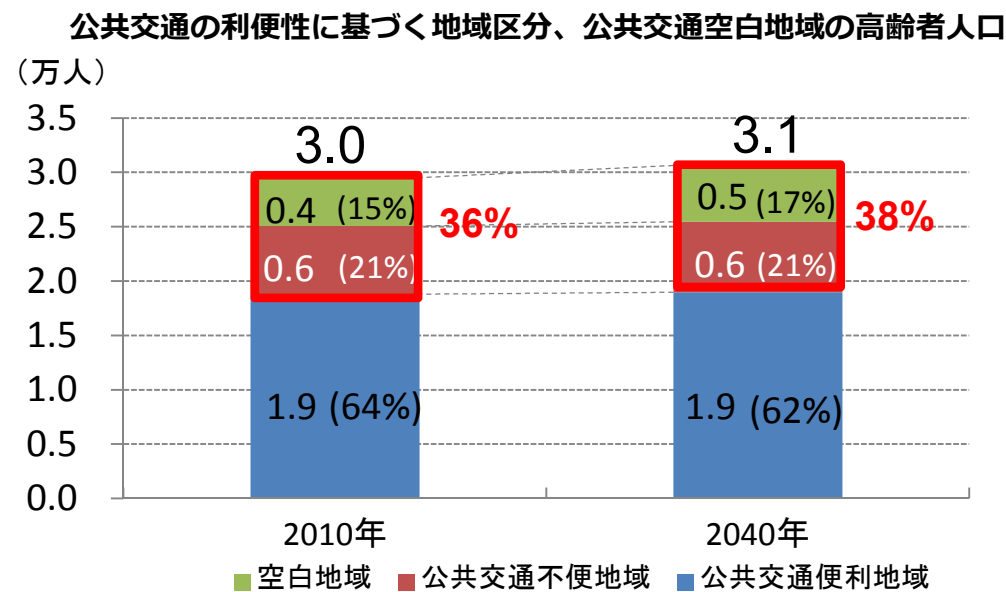
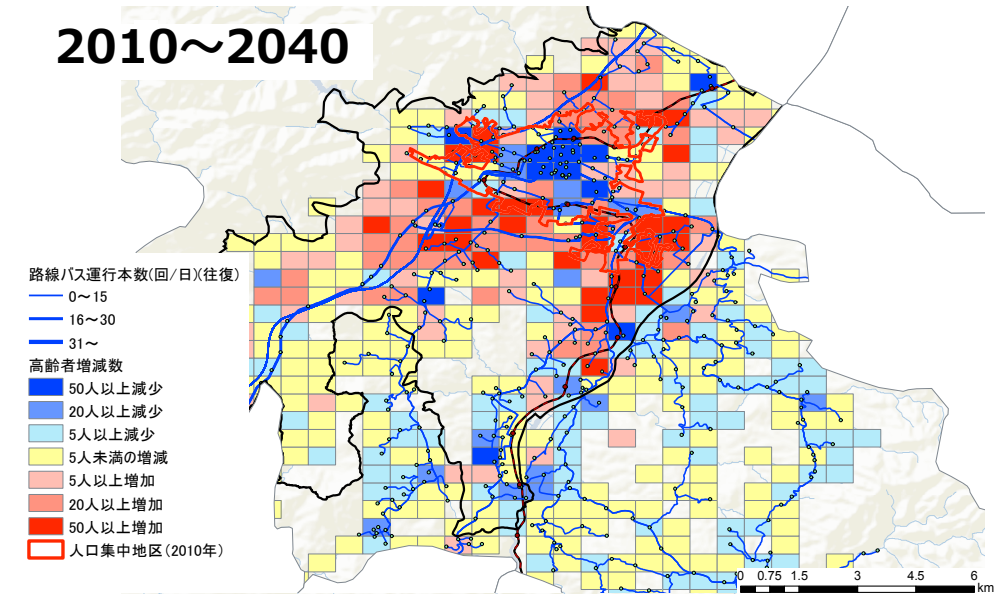
※「公共交通便利地域」の定義は、P28と同様

【分析により導かれる問題・課題の例】

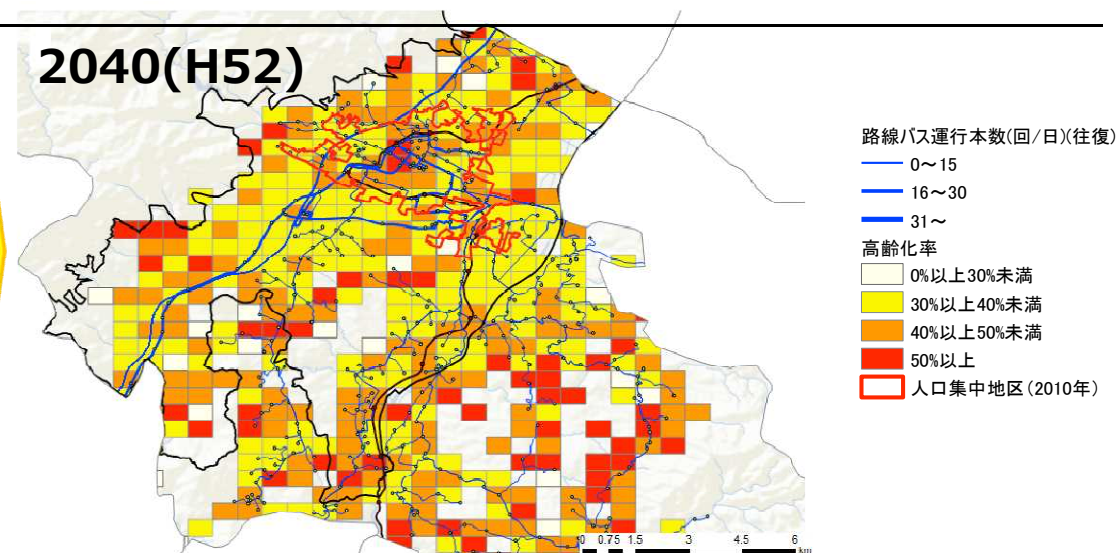
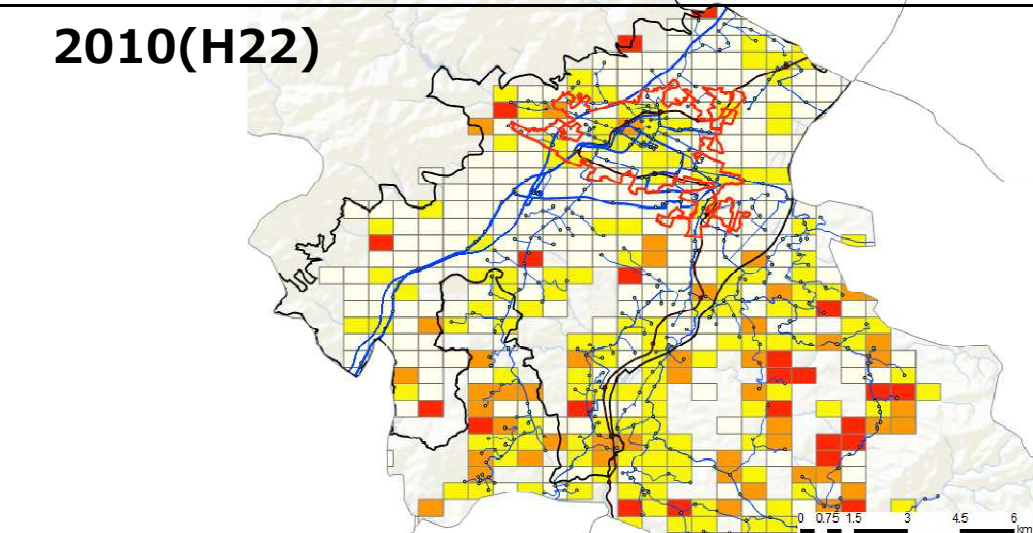
✓ サービス水準が高い公共交通路線沿線における人口密度が減少し、40人/haを下回る地域が増大。
 こうした地域沿線では、公共交通路線の維持が困難となることも想定される。

立地適正化計画の策定：公共交通路線と地区別高齢人口増加数

高齢者数増減メッシュと公共交通路線の重ね合わせマップ



高齢化率メッシュと公共交通路線の重ね合わせマップ



【分析により導かれる問題・課題の例】

✓高齢人口の増加や高齢化率が高くなると見込まれる地域を、必ずしも、サービス水準が高い公共交通路線はカバーしておらず、外出機会の低下が懸念される。

立地適正化計画の策定：目指すべき都市の骨格構造と誘導方針

都市の骨格構造の検討イメージ

上位計画

目指すべきまちづくりの方向性

都市の骨格構造

生活サービス施設の配置

公共施設・行政施設の配置

基幹的な公共交通路線

地区別人口

公共交通政策

公共施設の再編統合の方針

地方自治体における関係部局間の連携の例・・・熊本市

- 熊本市は立地適正化計画の作成にあたり、幅広い関係者と議論するため、市長を座長とする協議会を設置。
- 協議会設置に先立ち、医療・福祉・商業部局等の庁内関係部局の職員を構成員とする庁内会議等を開催。

熊本市多核連携都市推進協議会

市長(会長) 学識経験者 市議会議員 民間団体 公募市民 関係行政機関

連携

(仮称)
地域公共交通網
形成協議会
(法定協議会)

協議会を円滑に運営するため庁内に設置

熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議

副市長(議長) 庁内(次長級) ●庁内の総合調整など

民間団体との
連携・調整

民間団体等

熊本商工会議所
熊本市医師会
私立幼稚園協会
老人福祉施設協議会
熊本市PTA協議会
賃貸住宅管理協会
など

誘導区域や
具体的施策を
検討

都市機能
検討部会
庁内(課長級)

居住
検討部会
庁内(課長級)

地域コミュニティ
検討部会
庁内(課長級)

【検討事項】
中心市街地や
地域拠点への
都市機能集積
等の検討

【検討事項】
公共交通利便
性の高い地域
への居住促進
等の検討

【検討事項】
郊外部における
地域コミュニティ
維持等の検討

WG 庁内
(主査級以上)

WG 庁内
(主査級以上)

WG 庁内
(主査級以上)

意見照会等

必要に応じて参加

■構成メンバー(案)
行政、交通事業者、学
識、経済界、公募委員な
ど※

■検討事項(案)
持続可能な公共交通
ネットワークの構築に向
け、具体的な取り組み事
項を盛り込んだ基本計画
及び実施計画の策定に
ついて協議

持続可能な地域公共交通
網について検討
(成果の例:地域公共交通
網形成計画策定 など)

多核連携都市の実現に向け、都市機能や居住に関する具体的施策について検討
(成果の例:立地適正化計画、民間事業者に対する支援策の検討・実施 など)

コンパクトシティの推進に向けた施策の方向性

コンパクトシティを推進する上での問題意識

○まちづくり政策は、医療・福祉、中心市街地活性化、公共施設再編などの多岐に亘る行政分野と密に関連

➡ 限られた資源の集中的・効率的な利用やコンパクトシティ化による効果の一層の発現を図るため、こうした関係施策とコンパクトシティ施策とを整合的に進めることが有効

○一方、市町村のまちづくりの現場では、個々の施策が縦割りで行われる傾向



・関係施策を所管する部局のまちづくりに対する問題意識の欠如
・連携によるメリットが共有されていない 等

施策の方向性

“横串”の視点で施策間連携を推進

「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じて、市町村のコンパクトシティの形成に向けた取組がまちづくりに関わる様々な関係施策との連携による総合的な取組として進められるよう、関係省庁が連携して支援

具体的な効果・事例を目に見える形で提示

目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待される、他の市町村の参考となり得る成功事例の形成や取組のノウハウの収集・蓄積等

➡ 横展開し、コンパクトシティの取組の裾野を拡大

【市町村からの意見】

- ・「コンパクトシティの効果がわかりにくい」
- ・「関係施策との連携のイメージがつきにくい」

コンパクトシティ形成支援チーム

○『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成26年12月27日閣議決定)を受けて、関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」(事務局:国土交通省)を設置(平成27年3月)

→ コンパクトシティ形成に向けた取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁をあげて横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援



- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 現場の課題やニーズの吸い上げ・共有
- 国の制度・施策へのフィードバック
- 政策に関する情報発信

開催実績・スケジュール

- ◆3月19日 第1回 支援チーム会議(設置)
- ◆4月10日 第2回 支援チーム会議
 - ・地方公共団体向けの説明会を開催し、関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策を周知(260自治体・426名が参加)
- ◆7月3日 第3回 支援チーム会議
 - ・相談会で把握した関係施策に対する市町村の意見等について関係省庁で共有
- ◆9月16日 第4回 支援チーム会議
 - ・市町村に対する支援策について、検討状況や今後の取組等を報告・とりまとめ

構成員	内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官		
	復興庁	統括官付参事官		
	総務省	自治行政局市町村課長		自治財政局財務調査課長
	財務省	理財局国有財産企画課長		
	金融庁	監督局総務課長		
	文部科学省	大臣官房政策課長		
	厚生労働省	医政局地域医療計画課長	雇用均等・児童家庭局保育課長	老健局高齢者支援課長
	農林水産省	農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長		
	経済産業省	商務情報政策局商務流通保安グループ中心市街地活性化室長		
	国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通計画課長	住宅局住宅政策課長	都市局都市計画課長

連携施策ワーキンググループ(連携WG)について

連携施策ワーキンググループ

○『まち・ひと・しごと創生基本方針2015』
(平成27年6月30日閣議決定)を受けて設置。

『まち・ひと・しごと創生基本方針2015』(抜粋)

◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワークの形成
に当たっての政策間連携の推進等

都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする
周辺等の交通ネットワークの形成に向けて、公共施設等総
合管理計画に基づく公共施設の再編等、国公有財産等の最
適利用、地域包括ケアシステムの構築、「まちの賑わい」
づくりなどの関連施策との連携を図るため、コンパクトシ
ティ形成支援チームの下に、関連施策テーマごとに関係省
庁と関係地方公共団体からなるワーキンググループ(連携
WG)を立ち上げる。まちづくりの現場の課題・ニーズを
把握した上で、施策の充実や市町村内の部局間連携強化の
ための環境整備などを行うとともに、先行事例の中から好
事例をモデルケースとして情報提供することで、立地適正
化計画及び地域公共交通網形成計画の策定の促進を図る。

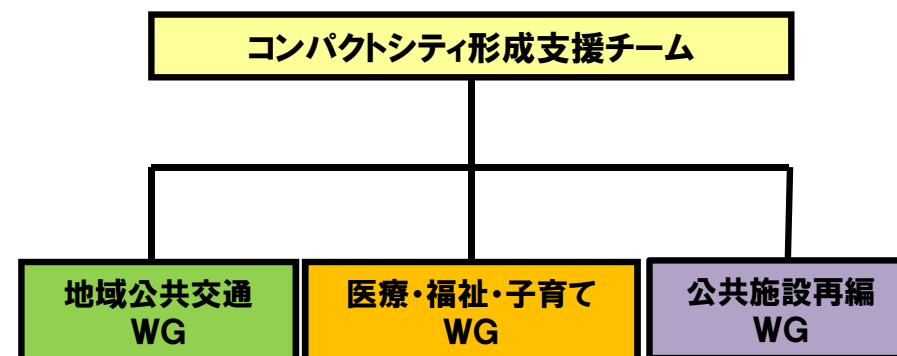
○主な検討事項

- ・関係施策が連携した支援策
 - ・市町村内の部局間連携強化のための環境整備
 - ・モデルとなる先行事例の形成
- 等

○検討体制

ブロック別相談会での市町村からの意見等を踏まえ、
当面、下記の3分野について連携WGを設置。

- ・地域公共交通施策(8/6開催)
- ・医療・福祉・子育て施策(8/5開催)
- ・公共施設再編施策(7/31開催)



○今後の予定

今後、市町村からの意見等に基づき、重点的に施策の充
実を図る必要のある分野については、上記3分野以外も
対象に連携WGの実施を検討

地域公共交通施策連携WG（8/6開催）

構成員

- 国土交通省 鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室長／自動車局総務課企画室長／都市局街路交通施設課長／総合政策局公共交通政策部交通計画課長／都市局都市計画課長
- 地方公共団体 神奈川県藤沢市／新潟県長岡市／長野県松本市／岐阜県岐阜市

※下記の検討課題について、地方公共団体からの発表を踏まえて議論

検討課題

① 立地適正化計画・地域公共交通網形成計画等の策定・推進における連携

- ・立地適正化計画・地域公共交通網形成計画等の策定・推進に当たっての連携手法について

② 立地適正化計画・地域公共交通網形成計画等の作成への支援

- ・地域公共交通の再編やコンパクトシティとの連携が進められるよう、立地適正化計画・地域公共交通網形成計画等への支援策を活用しやすいものにする運用改善について

③ コンパクト＋ネットワークにおける公共交通事業者等との連携

- ・公共交通事業者のコンパクト＋ネットワークへの理解を向上させ、地方公共団体等と連携し、都市機能や居住誘導に必要な路線の維持を図るための方策について
- ・公共交通事業者が所有している乗降客数データ等を地方公共団体が活用できるよう、データ提供への理解促進を図ることについて

④ 住民へのコンパクト＋ネットワークについての積極的な周知・普及

- ・コンパクトシティ形成に向けた問題意識を高めるため、住民へのコンパクト＋ネットワークについての更なる周知・普及について

議論の内容

- ・コンパクトシティ及び地域公共交通施策を連携して行った先進事例やノウハウ等の整理・蓄積・共有や支援措置一覧（ハードからソフトまで）の公表について検討。

- ・地域公共交通再編実施計画への補助金（地域公共交通再編推進事業）について、法定協議会だけでなく地方自治体も直接の補助対象とすることについて検討。
- ・コンパクトシティ形成支援事業において、広域的な立地適正化の方針作成の支援対象に、鉄道事業者を構成員として含む協議会を追加することについて検討。

- ・意見交換等を通じたコンパクト＋ネットワークの重要性の周知や、地域公共交通に関するデータを活用した計画作成等の事例の収集・周知について検討。

- ・住民のコンパクト＋ネットワークへの理解が得られるよう、支援チームとして、HPの充実や出前講座等の実施や、地域・家庭へのメリットを定量的に示す素材について地方公共団体へ提供することを検討。

医療・福祉・子育てWG（8/5開催）

構成員

- 厚生労働省 医政局地域医療計画課長／老健局高齢者支援課長／雇用均等・児童家庭局保育課長
- 国土交通省 総合政策局公共交通政策部交通計画課長／住宅局住宅政策課長／住宅局安心居住推進課長
都市局市街地整備課長／都市局街路交通施設課長／都市局まちづくり推進課長
都市局都市計画課長
- 地方公共団体 栃木県宇都宮市／千葉県柏市／愛知県小牧市／福岡県飯塚市

※下記の検討課題について、地方公共団体からの発表を踏まえて議論

検討課題

① 地域医療施策とコンパクトシティ施策の一体的な推進

都道府県の医療計画と市町村による医療施設のまちなか誘導との円滑な調整等、地域医療部門と都市計画部門が連携し、医療施策とコンパクトシティ施策を一体的に推進するための方策について

② 地域包括ケアシステムとコンパクトシティ施策の一体的な推進

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために地域包括ケアシステムの取組が進められている中で、福祉部門と都市計画部門が連携し、地域包括ケアシステム施策とコンパクトシティ施策を一体的に推進するための方策について

③ 子育て支援施策とコンパクトシティ施策の一体的な推進

将来にわたって子育てしやすい都市の実現に向けて、子育て支援部門と都市計画部門が連携し、子育て支援施策とコンパクトシティ施策を一体的に推進するための方策について

議論の内容

- ・各種協議の場を地域医療とコンパクトシティ施策の調整の場として活用することについて検討
- ・地域医療部門と都市計画部門の円滑な調整に資する知見等の収集を検討

- ・地域包括ケアシステム施策とコンパクトシティ施策を一体的に推進することのメリットや連携のあり方について検討
- ・コンパクトシティの取組と整合する介護施設等の整備について検討

- ・子育て支援施策とコンパクトシティ施策を一体的に推進することのメリットや連携のあり方について検討
- ・子ども子育て支援新制度を活用する場合の円滑な連携に資する知見等の収集を検討

コンパクトシティ形成支援チームによる主な支援

～まちづくりに関わる様々な関係施策と連携した総合的な取組の促進～

都市再生・ 中心市街地活性化

○日常生活に必要な都市機能の誘導の促進

- ・都市機能誘導区域内に集約すべき機能が誘導されるよう、予算・税制・金融・規制緩和等による支援措置
- ・地域の実情に応じた柔軟な市街地整備の推進

○公的不動産の活用、リノベーションの推進

- ・まちの賑わい創出や地域価値の向上のため、PREや既存建築物等を活用した民間都市再生を支援

○中心市街地の商業の活性化等

- ・波及効果の高い民間プロジェクトに対する予算等の重点的支援等

医療・福祉・子育て

○地域医療・地域包括ケアシステム・ 子育て支援との連携促進

- ・地域医療施策、地域包括ケアシステム施策、子育て支援施策とコンパクトシティ施策との一体的推進

○コンパクトシティの取組と整合する介護施設等の整備の推進

- ・介護施設等の整備の支援において、コンパクトシティ施策との整合に配慮

学校・教育

○学校を拠点としたまちづくりの推進

- ・学校を拠点としたまちづくりや地域コミュニティの形成のため、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室等の活用等を推進

都市農業

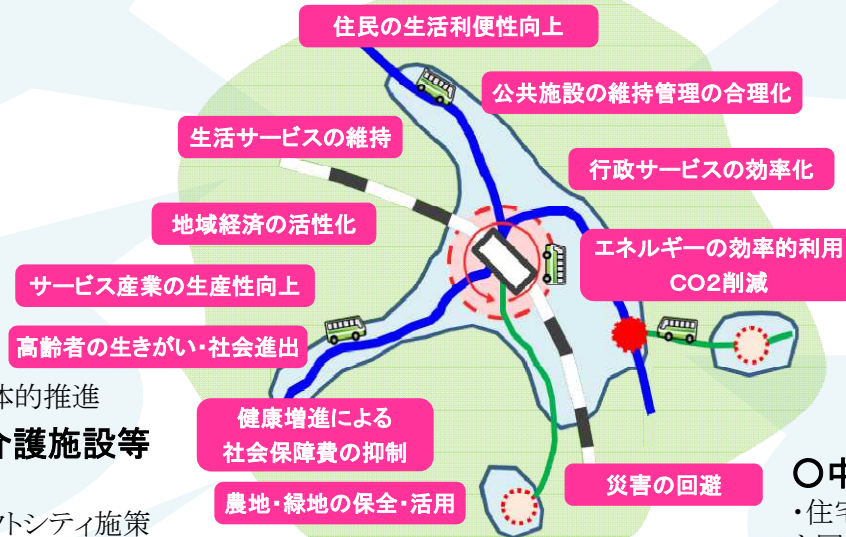
○都市と緑・農が共生するまちづくりの推進

- ・都市農業振興基本法の制定を受け、都市農地の保全・活用等を図るための具体的施策のあり方及び必要な措置を検討

地域公共交通

○持続可能な地域公共交通ネットワークの形成

- ・都市の中心拠点等にアクセスするための生活交通の確保・維持等の事業等について支援



コンパクトシティの形成

広域連携

○鉄道沿線まちづくりの推進

- ・鉄道沿線を軸とした都市構造を生かした都市機能の再編を進めるため、沿線の自治体間で都市機能の分担・連携、公共交通機能の強化を図る「鉄道沿線まちづくり」を推進

○連携中枢都市圏構想の推進

- ・一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための都市圏を形成する取組を支援

公共施設再編

○まちづくりと公共施設再編の連携促進

- ・「まちづくりのためのPRE有効活用ガイドライン」の周知等を通じたまちづくりと連携した公的不動産の再編・活用の推進

○国公有財産の最適利用の推進

- ・市町村、財務局、関係機関等で構成する協議会の設置等を通じて、地域における公用財産等の最適利用について調整
- ・協議会等を通じて、国有財産の整備等の構想や空きスペースの情報についても提供するなど、関係者間での情報共有を充実

○公共施設再編における官民連携の推進

- ・地域プラットフォームを立ち上げ、PPP/PFI手法を活用した公共施設再編等に関する情報・ノウハウの共有、官民の対話を通じた案件形成等を推進

住宅

○空き家の活用・除却に係る取組の促進

- ・民間事業者と連携した総合的な空き家対策への支援等により、空き家対策特措法に基づく市町村の取組を促進

○中古住宅・リフォーム市場活性化による住み替え円滑化

- ・住宅ストックの質の向上と適正な中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図り、住み替えを円滑化

○スマートウェルネス住宅の実現／

サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地の促進

- ・サ高住等の整備に関し、市町村のまちづくりに即したものに支援を重点化

防災

○きめ細かな災害リスク情報の提供

- ・居住誘導区域の検討に資するよう、様々な規模の外力による浸水想定や床上浸水発生頻度図、都市計画図に浸水深を重ね合わせた図など、きめ細かい災害リスク情報の提供を推進

コンパクトシティ形成支援チームによる文書の発出

○コンパクトシティへの取組と関係施策との連携を要請する文書の発出(平成27年9月30日)

・支援チーム構成員の連名で、地方公共団体に対して庁内関係部局間の連携を要請する文書を発出する。

閣副1725号／復本第1368号／総財務第170号
総行市第168号／財理第4036号／金監第3099号
27文科政 第90号／医政地発0930第3号
雇児保発0930第1号／老高発0930第1号
国総計第48号／国住政第57号／国都計第92号

平成27年9月30日

各都道府県
各指定都市 地方創生担当部長 殿

コンパクトシティ形成支援チーム
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
復興庁統括官付参事官
総務省自治行政局市町村課長
総務省自治財政局財務調査課長
財務省理財局国有財産企画課長
金融庁監督局総務課長
文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
農林水産省農村振興局
農村政策部都市農村交流課都市農業室長
経済産業省商務情報政策局
商務流通保安グループ中心市街地活性化室長
国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長
国土交通省住宅局住宅政策課長
国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

コンパクトシティと関係施策の連携の推進について

我が国では、今後急速な人口減少が見込まれ、地方都市では拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念される一方、三大都市圏の大都市では高齢者数の急増によって医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されています。

こうした中で、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進す

るためには、都市全体の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導するコンパクトシティの形成とこれと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要です。

こうした取組を制度的に推進するため、昨年、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度及び地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画制度が創設されたところであり、現在多くの市町村においてコンパクトシティの形成等に向けた検討が進められています。

コンパクトシティの形成に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、公共交通ネットワークの再構築をはじめ、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等の関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があります。このため、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)に基づき、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、本年3月に関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、省庁横断的な支援体制を構築しました。同チームでは、立地適正化計画の作成に関する相談会の開催等を通じて市町村の課題・要望等を把握し、コンパクトシティの形成に向けた取組において関係施策との連携を推進するための方策について検討を進めてきたところであり、先般、市町村が関係施策との連携を図る際に活用可能な国の支援メニュー等をまとめた「コンパクトシティの形成に関する支援施策集」(別紙)をとりまとめたほか、支援施策のさらなる充実に向けた検討を進めています。

コンパクトシティの形成に向けた取組をされる地方公共団体におかれましては、上記趣旨をご理解の上、立地適正化計画の作成などコンパクトシティの形成に向けた取組が、公共交通、中心市街地活性化、医療・福祉、子育て、公共施設再編、都市農地、住宅、学校、防災等のまちづくりに関わる様々な関係施策との連携の下で総合的に実施されるよう、庁内関係部局間の緊密な連携について特段のご配慮をお願い致します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、市区町村内の関係部局に趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

(参考)

○立地適正化計画制度(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

○コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000016.html

コンパクトシティのモデル都市の形成・横展開

コンパクトシティ形成支援チームとして、関係省庁が連携して、モデル都市の形成・横展開に向けた下記の取組を実施する。

①優良な取組に対する省庁横断的な支援・モデルケース化

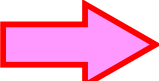
- 立地適正化計画を作成してコンパクトシティを目指す市町村の取組のうち、**目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待される**、他の市町村の参考となり得る取組について、関係省庁が連携して支援し、**モデルケース化**する。

②先行的取組事例の収集・横展開

- 関係省庁との連携の下、コンパクトシティの形成に向けた先行的な取組における、
 - ・**まちづくり施策と関係施策の連携が効果的に図られた事例**
 - ・**具体的な政策効果を示す定量的データ**を収集し、事例集としてとりまとめ、市町村に周知・公表する。

③地域プラットフォームを活用した先行的取組事例の横展開

- **まちづくりに関する先行的取組事例やノウハウの共有・習得、関係者のネットワークの構築、PPP／PFIの案件形成等を図るため、産官学金の関係者から構成される地域プラットフォームを形成する。**

 **コンパクトシティの効果を事例をもって示し、取組の裾野を拡大**

(参考)立地適正化計画の作成に取り組む都市

○198市町村が立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている（平成27年7月末時点）

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	札幌市	埼玉県	川越市	福井県	小浜市	愛知県	小牧市	兵庫県	西宮市	山口県	萩市
	釧路市		本庄市		大野市		東海市		西脇市		周南市
青森県	青森市		春日部市		鯖江市	三重県	津市		朝来市	香川県	高松市
	弘前市		戸田市		あわら市		伊勢市		たつの市		丸亀市
	八戸市		志木市		越前市		桑名市	奈良県	大和高田市	愛媛県	松山市
	むつ市		坂戸市		越前町		名張市		大和郡山市		宇和島市
岩手県	花巻市	千葉県	鳩山町	長野県	高浜町		亀山市		天理市		八幡浜市
	北上市		寄居町		長野市		伊賀市		五條市		新居浜市
宮城県	大崎市		佐倉市		松本市	滋賀県	彦根市		葛城市		西条市
秋田県	湯沢市		柏市		上田市		草津市		宇陀市		大洲市
山形県	鶴岡市		市原市		小諸市		守山市		川西町		伊予市
福島県	福島市	神奈川県	流山市		駒ヶ根市		栗東市		田原本町	高知県	四国中央市
	郡山市		相模原市	岐阜県	佐久市		野洲市		王寺町		高知市
	二本松市		小田原市		千曲市	京都府	湖南市	和歌山県	和歌山市		南国市
	国見町	新潟県	大和市		安曇野市		東近江市		海南市		土佐市
	猪苗代町		新潟市	静岡県	岐阜市	大阪府	舞鶴市		有田市	福岡県	須崎市
	矢吹町		長岡市		関市		長岡京市	鳥取県	新宮市		北九州市
	新地町		三条市		静岡市		南丹市		鳥取市		久留米市
茨城県	水戸市		新発田市		浜松市		高槻市	島根県	大田市		直方市
	土浦市		小千谷市		沼津市		守口市		江津市	佐賀県	飯塚市
	高萩市		見附市		三島市	広島県	枚方市	岡山県	岡山市		行橋市
	牛久市		五泉市		富士市		茨木市		倉敷市		宗像市
栃木県	つくば市		上越市		磐田市		寝屋川市		津山市	長崎県	小城市
	宇都宮市	富山県	魚沼市		掛川市		河内長野市	広島県	高梁市		嬉野市
	栃木市		胎内市		藤枝市		大東市		広島市		長崎市
	日光市		富山市		袋井市		箕面市		竹原市		大村市
	那須塩原市		氷見市		伊豆の国市		門真市		三原市	熊本県	熊本市
群馬県	下野市		小矢部市		牧之原市	兵庫県	高石市		福山市		荒尾市
	前橋市	石川県	入善町		長泉町		東大阪市		府中市		菊池市
	高崎市		金沢市	愛知県	名古屋市		豊能町		庄原市		天草市
	館林市		小松市		豊橋市		神戸市		大竹市	大分県	杵築市
	明和町	福井県	輪島市		岡崎市		姫路市	山口県	宇部市		都城市
	邑楽町		福井市		春日井市		尼崎市		山口市	鹿児島県	鹿児島市

合計 198都市